

交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定プロポーザルの審査要領

交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補の選定に係るプロポーザルの実施に伴い、候補選定の審査に関する事項を次のとおり定める。

1. 選定委員会の設置

交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、次項に該当する事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの実施により審査を行い、委託事業者候補の選定を行う。

2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象とする。

- (1) 別途「交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定に関する公募型プロポーザルの実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した事業者

3. 審査の項目及び配点

各委員の評価点数は120点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 事業者評価
 - ・業務（導入）実績 （10点）
- (2) 運営体制
 - ・システムの機能要件の充実度 （10点）
 - ・拡張性、将来対応の柔軟性 （10点）
 - ・セキュリティ対策 （10点）
 - ・保守、サポート体制 （10点）
- (3) 企画提案
 - ・提案書の分かりやすさ （10点）
 - ・スケジュールと体制の実現性 （10点）
 - ・独自提案、加点要素 （10点）
 - ・プレゼンテーション （10点）
 - ・見積金額 （10点）
- (4) デモンストレーション
 - ・操作性、ユーザビリティ （10点×2）

※評価点数を2倍し算定

4. 選定方法

各提案事業者に対して、提出された書類の審査と企画提案書等のプレゼンテーションによる審査を行い、選定委員会において委託事業者候補（優先交渉権者）及び次点候補を決定する。

6名の委員の合計評価点数（720点満点）が372点以上かつ総合評価点が最も上位の者を優先交渉権者1事業者、次点の交渉権者1事業者を選定する。評価点が高数の場合は、見積書の総額が低い者を優先交渉権者とし、見積書の総額が同じ場合は、くじ引きで決定する。

なお、提案事業者が1社の場合においても、上記同様の審査を行い、選定委員会において契約の目的を達成できると判断した時は、優先交渉権者として選定する。

- (1) プレゼンテーション実施日は、令和7年9月30日（火）とし、時間と場所は提出書類の提出後に通知する。
- (2) プレゼンテーションの実施内容は、次のとおりとする。
 - ① 事業実施に係る責任者及び当該事業所主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。
 - ② プレゼンテーションの時間は、1社につき、企画提案書説明・実機説明（30分）、質疑応答（20分）とする。
 - ③ プレゼンテーションに必要な機器のうち、スクリーンについては本市が用意し、パソコン、プロジェクター、その他必要な機器については参加事業者が用意すること。
 - ④ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能については、必ず実機を用いて説明すること。ただし、外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて参加事業者が準備すること。
 - ⑤ プレゼンテーションで提案説明を行う際、追加の資料配布は認めない。
 - ⑥ ※プレゼンテーション審査の順番については参加表明書の提出順とし、実施の詳細については参加事業者によって連絡する。
- (3) 各委員は、前項審査項目（1）～（3）について審査を実施する。
- (4) 各現場職員は前項（4）について事前審査を実施する。
- (5) プレゼンテーションの終了後、審査項目（1）～（3）についての各委員の評価点数と（4）について各現場職員の評価点数の加点を加え、合計点数の高い事業者の順に、候補者と次点者を決定する

5. 選定結果の通知

結果通知については、当該審査を行った事業者に対し、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス及び住所宛に通知する。

また、選定結果についての異議申し立ては、できないものとする。